

県営建設工事入札契約苦情対応要領

〔平成15年7月30日〕
〔総務第497号〕

【沿革】平成16年3月29日付け総務第1300号一部改正、平成17年5月30日付け総務第215号一部改正、平成18年6月7日付け総務第232号一部改正、平成19年6月22日付け総務第316号一部改正、平成21年5月29日付け総務第212号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1218号一部改正、平成23年6月29日付け総務第63号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和3年3月31日付け出総第383号一部改正、令和4年3月17日付け出総第349号一部改正

第1 総則

(趣旨)

1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第2条第1項に規定する建設工事（以下「県営建設工事」という。）の入札契約の過程に係る苦情申立てに関する手続きについて必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

2 この要領による苦情対応の対象となる工事及び措置は次のとおりとする。なお、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象工事に係る苦情対応については、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成8年岩手県告示第215号）」によるものとする。

(1) 県営建設工事（設計額が250万円以下の随意契約に係る工事を除く。）

(2) 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号（以下「措置基準」という。））の規定により行われた指名停止、警告又は注意の喚起の措置（以下「指名停止等措置」という。）

(苦情窓口)

3 出納局総務課及び広域振興局の審査指導監に苦情窓口を設置し、次のとおり県営建設工事の入札契約の過程に係る苦情を受け付けるものとする。

(1) 出納局総務課 本庁において執行した入札に関する苦情及び指名停止等措置に関する苦情

(2) 広域振興局の審査指導監 当該審査指導監において執行した入札に関する苦情

(口頭による説明)

4 苦情窓口における説明は職員が口頭により行うものとし、なお不服のある者は、第2の規定に基づき知事又は広域振興局長に書面で苦情申立てを行うことができるものとする。

第2 苦情申立て

(苦情申立て)

1 苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲は、次のとおりとする。

(1) 条件付一般競争入札

ア 条件付一般競争入札参加申請の結果、入札参加資格がないとされたことに対して不服がある者又は条件付一般競争入札参加資格基本事項確認結果通知書を受領した者で、事後審査方式による入札参加資格の審査の結果、入札参加資格がないとされたことに対して不服がある者は、知事又は広域振興局長に対し、当該入札参加資格がないとされたことに対する理由の説明を求めることができる。

イ 県営建設工事競争入札参加資格者で当該工事の入札参加資格の設定に対して不服がある者は、知事又は広域振興局長に対し、入札参加資格の設定に対する理由の説明を求めることができる。

(2) 指名競争入札

県営建設工事競争入札参加資格者のうち、入札が執行された工事と同一の工事種別に登録されている者で、当該工事に指名されなかったことに対して不服がある者は、知事又は広域振興局長に対し、指名されなかったこと又は指名競争入札に付したことに対する理由の説明を求めることができる。

(3) 随意契約

契約が行われた工事と同一の工事種別に対応する建設業法の建設工事の種類について建設業法第3条第1項に規定する許可を受けている者で、当該工事に契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、知事又は広域振興局長に対し、選定されなかったこと又は随意契約にしたことに対する理由の説明を求めることができる。

(4) 総合評価落札方式による競争入札

総合評価落札方式による競争入札の入札参加者で、当該入札における自らの技術評価点に不服がある者は、知事又は広域振興局長に対し、自らの技術評価点に対する理由の説明を求めることができる。

(5) 低入札価格調査

低入札価格調査の結果、落札者としめない旨の通知を受理した者で、落札者とされなかったことに対して不服のある者は、知事又は広域振興局長に対し、落札者としなかったことに対する理由の説明を求めることができる。

(6) 指名停止等措置

措置基準による指名停止、警告又は注意（以下「警告等」という。）を受けた者で、当該措置に対して不服のある者は、知事に対し、当該措置を行った理由の説明を求めることができる。

（苦情申立ての方式）

2 苦情申立ては、以下に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1) 苦情申立人の住所及び氏名（ただし、押印を省略する場合にあっては、住所及び氏名、本件責任者並びに担当者及び連絡先）

(2) 苦情申立ての対象となる工事名及び工事場所

(3) 不服のある事項

(4) (3)の根拠となる事項

（苦情申立ての期間）

3 苦情申立ては、以下に掲げる期間（以下「苦情申立期間」という。）に行わなければならない。

(1) 条件付一般競争入札

当該工事に係る入札参加資格基本事項確認結果通知又は入札参加資格不適格通知を行った日の翌日から起算して5日以内（岩手県の休日に関する条例（平成元年岩手県条例第1号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

(2) 指名競争入札

当該工事に係る指名理由書を公表した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

(3) 随意契約

当該工事に係る随意契約理由を公表した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

(4) 総合評価落札方式による競争入札

当該工事に係る入札結果を公表した日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

(5) 低入札価格調査

当該工事に係る入札結果通知を行った日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）

(6) 指名停止等措置

ア 指名停止

当該指名停止の期間内（休日を除く。）

イ 警告等

当該警告等の措置の通知を行った日の翌日から起算して14日以内（休日を除く。）

（苦情申立てへの回答）

- 4 知事又は広域振興局長は、苦情申立てがあった場合は、苦情申立人に対し苦情申立期間の最後の日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

（苦情申立ての却下）

- 5 知事又は広域振興局長は、苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、その申立てを却下することができる。

（再苦情申立ての教示）

- 6 知事又は広域振興局長は、4の回答書に回答を受理した日から7日以内（休日を除く。）に再苦情を申し立てることができる旨の教示を行うものとする。

（苦情対応結果の公表）

- 7 知事又は広域振興局長は、4の回答を行ったときは、苦情申立書及び回答書の写しを閲覧による方法により、速やかに公表するものとする。

第3 再苦情申立て

（再苦情申立て）

- 1 第2の4の回答書を受理した申立者であって、回答書による説明に不服がある者は、回答書を受理した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に知事に対して、再苦情申立てを行うことができる。

（岩手県営建設工事入札契約適正化委員会への諮問）

- 2 知事は、再苦情の申立てがあった場合は、苦情申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立て適格を欠くと認められる場合を除き、岩手県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号）に基づき設置される岩手県営建設工事入札契約適正化委員会（以下「委員会」という。）に諮問するものとする。

（再苦情申立てへの回答）

- 3 知事は、委員会の再苦情申立てに対する答申を受けた場合は、再苦情申立人に対し当該答申を受けた日の翌日から起算して5日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

（苦情申立てに関する手続きの準用）

- 4 第2の5及び7の規定は再苦情申立てに準用するものとする。

第4 補則

（入札契約手続の執行）

- 1 第2の規定に基づく苦情申立て及び第3の規定に基づく再苦情申立ては、原則として、入札契約手続きの執行を妨げないものとする。

附 則（平成15年7月30日付け総務第497号）

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日付け総務第1300号）

改正後の要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月30日付け総務第215号）

改正後の要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則（平成18年6月7日付け総務第232号）

改正後の要領は、平成18年6月12日から施行する。

附 則（平成19年6月22日付け総務第316号）

改正後の要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則（平成21年5月29日付け総務第212号）

改正後の要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日付け総務第1218号）

改正後の要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月29日付け総務第63号）

改正後の要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日付け総務第236号）

改正後の要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日付け出総第383号）

改正後の要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日出総第349号）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に提出する用紙について適用する。
- 2 改正後の要領の施行の際現に改正前の要領に基づいて作成した用紙がある場合においては、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することを妨げない。